

2 農地中間管理機構関連農地整備事業＜公共＞

【平成31年度予算概算決定額 78,809（66,731）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構への貸出しが増加する中で、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、**機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。**

＜政策目標＞

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

＜事業の内容＞

1. 農地整備事業

- 対象工種：**区画整理、農用地造成**
- 附帯事業：機構集積推進事業 等
(推進費として**事業費の12.5%等を全額国費**で交付)
- ※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収 等
- ※ 機構は、農地中間管理権の取得等の際に、本事業が行われ得る旨を所有者等に説明

2. 実施計画等策定事業

- 農地整備事業の実施に必要な**実施計画や換地計画の策定**のための調査・調整等を支援します。

＜実施要件＞

- 事業対象農地の**全てについて、農地中間管理権が設定**
- 事業対象農地面積：**10ha以上（中山間地域は5ha以上）**
(事業対象農地を構成する各団地：**1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）**のまとまりのある農地)
- **農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上**
- 事業対象農地の**8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化**
- 事業実施地域の**収益性が事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に20%以上向上** 等

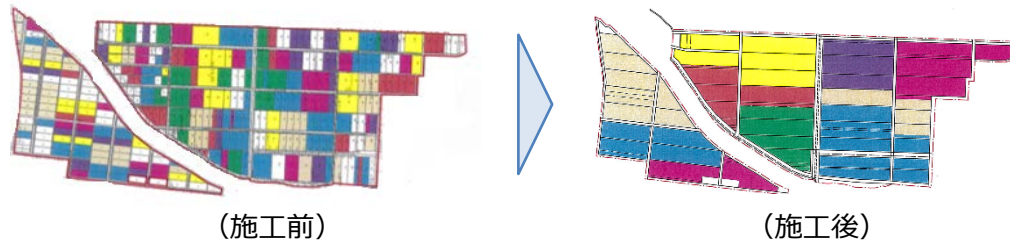
＜事業の流れ＞



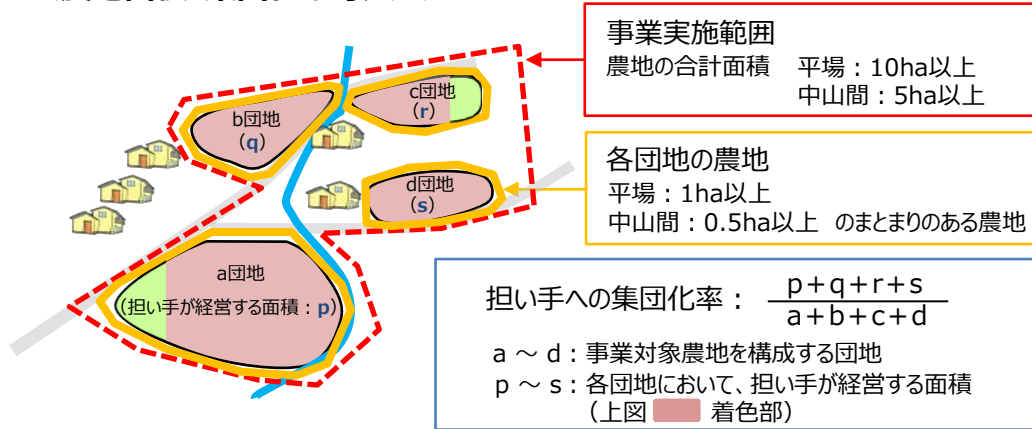
※農地整備事業の場合

＜事業イメージ＞

機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施。
(機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)



＜農地面積・集団化の考え方＞



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）